

## 諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係について

よみがえれ！有明海訴訟弁護団

国は、司法の場では、因果関係は否定されていると言われていたますが、本当なのでしょうか。

1 福岡高裁は以下のように判断しました。

「九州農政局が行った開門総合調査の結果報告，ノリ不作等検討委員会の見解，短期開門時の水質環境調査の結果報告，行政対応特別研究報告，有明海・八代海研究者会議における発表内容，有明海の環境ないしこれと本件事業との関係に関する学者の見解，さらには日々有明海で漁業に従事する相手方ら漁民の実感などを総合すると，諫早干拓工事と有明海の漁業環境の悪化との関連性を否定できないが，その割合・程度という定量的関連性を認めるまでには至らない。」

無関係などとは、言っていない。むしろ、関連性は否定できないと述べていますが、関連性の「割合・程度」までが分からないと言っているだけです。

しかし、「割合・程度」（何パーセント関与していると数値化できるということ）までが、分からないといけないというのは、あまりに証明のハードルが高すぎると思いませんか。

2 そのため、福岡高裁は、さらに以下のように述べています。

「諫早干拓工事と有明海の漁業環境の悪化との関連性については、定性的には否定できないが、定量的には明らかではない。現在のところ、諫早干拓工事は、種々の複合的な原因の一つとして、有明海の漁業環境に対して影響を及ぼすことを通じて、相手方らに対して漁業被害をもたらす可能性が考えられるというに止まる。その意味で、九州農政局は、ノリ不作等検討委員会が提言した、中・長期の開門調査を含めた、有明海の漁業環境の悪化に対する調査、研究を今後も実施すべき責務を有明海の漁民に対して一般的に負っている。」

このように福岡高裁は、「割合・程度」まで分かるという証明の高いハードルを要求したことの裏返しとして、そのような高度な証明をするためには、中・長期開門調査をしなければ困難であると考え、国に対して中・長期開門調査を含めた調査が必要であると言及したのです。

ひるがえって考えて見ると、そのような高度な証明をするためには、本件工事の前に有明海全体での客観的な観測データを十分に集めておく必要がありました。

しかし、国はそのような調査をしていませんでした。

福岡高裁が、国の調査不足による不利益を、漁業者の側に負わせたのは残念な結論でした。

3 公調委も、福岡高裁と同様に工事前の客観的なデータ不足をふまえて、最後に以下のようなことを言っています。

「成層度の強化等の環境変化の可能性は否めないものの、これを裏付ける客観的データがなく、赤潮の発生・増殖機構等の科学的説明が十分に行われていないなど、本件の因果関係に関わる重要な論点について、客観的な証拠資料や科学的知見が乏しいという状況下で認定判断を行わざるを得ず、漁業被害と諫早湾干拓事業の因果関係を高度の蓋然性をもって肯定するに至らなかった。

従って、今後有明海を巡るこれらの環境問題について更なる調査・研究が進められて、環境変化の実態とその要因が解明された上、的確な対策が実現され、かつてのような豊かな有明海が再生されることを切に念願する。」

「成層度の強化等の環境変化の可能性は否めない」と明確に述べています。成層度の強化というのは、赤潮の大規模化や貧酸素水塊の多発化の原因のうち最も有力とされているものです。

しかし、客観的なデータに乏しかったことを理由に、漁業者側を負けさせてしまいました。

4 そのような考え方は、公調委の原因裁定と同じ日に発表された委員長談話から、よりはっきりと読み取ることができます。

「干拓事業が有明海における漁業環境に対して影響を及ぼした可能性を否定するものではなく、有明海の環境変化の諸要因に関し、専門委員による調査・検討のほか、膨大な事件記録等を精査して、現地実測データ、数値シミュレーション結果その他客観的証拠や科学的知見の掌握に可能な限り努めたが、赤潮発生の一因ともなり得る海域での成層度の強化、赤潮の発生・増殖の機構等の重要な論点について、客観的データの蓄積や科学的知見の面でおお不十分であって現時点では因果関係の有無のいずれとも、一般人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信をもっては認定し得ないとの判断にとどまらざるを得なかったのである。」

つまり、公調委の結論によって、因果関係が否定されたものではありません。客観的なデータに乏しいので、あるともないとも明言できないのだと、と明確に述べています。

「このような状況を踏まえ、今後、有明海を巡る環境問題について、国を始めとして、更なる調査・研究が進められて、的確な対策が実施され、かつてのような豊かな有明海の再生が図られることを念願するものである。」

専門的な機関という宣伝をしながら、データ不足で因果関係を認めずに、漁業者側を負けさせたので、調査の必要性を述べないと格好がつかなかったのです。

5 最高裁は、以下のように述べて福岡高裁の決定を支持しました。

「本件仮処分命令の申立ては、潮受堤防が諫早湾を締め切っている現状において、大部分は陸上の工事として予定されている残工事の差止めを求めるものであるところ、このような残工事の続行が、抗告人らに著しい損害又は急迫の危険を生じさせるものであること、すなわち保全の必要性の疎明もないといわざるを得ない。」

つまり、潮受け堤防で締め切った内側で行われている残工事をストップさせても意味がないということを経由に、漁業者側の請求を認めませんでした。因果関係についての具体的な判断は何もありません。よって、少なくとも福岡高裁と同様の考え方だと言えます。

私たちは、このような工事を段階ごとに分けて、すんでしまった工事による影響は仕方がないと開き直るかのような考え方は不当だと思えます。

私たちはこの最高裁の決定をふまえて、潮受け堤防による締切りの影響を中心にすすめるために、佐賀地方裁判所の裁判については、潮受け堤防の撤去を求める（予備的に南北排水門の常時開放）内容に変更しました。その裁判の中では、最高裁では検討されなかった公調委の専門委員報告書に加えて、その後の新しい科学的な知見をふまえた立証を十分に行いました。この判決は、2008年6月27日に言い渡される予定です。

## 6 まとめ

福岡高裁と公調委の判断を読んでもいただければ  
明らかなように、これらの判断は決して因果関  
係がなかったと言っているのではありません。



福岡高裁や公調委によって、因果関係が完全に  
否定されたというのは明らかな誤りです。

### 参考文献

福岡高裁決定要旨

原因裁定要旨

委員長談話

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

同上